

# 訓令

## 埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

県立学校

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年二月二十日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県立学校文書管理・公印規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第七条に次のただし書を加える。

ただし、前条第一項ただし書の規定により調製された文書管理台帳又は親展文書発送台帳に所要事項を記録する文書等又は親展文書については、それぞれ会計年度ごとに校長が定める番号から始まる一連の番号を付するものとする。

別表第一中「県立浦和工業高等学校

浦工高

を「県立大宮科学技術

高等学校

大科技高

」に改め、県立大宮工業高等学校の項及び県立皆野高等学

校の項を削り、「

県立和光高等学校

和光高

」を「県立和光国際高

等学校

和国高

」に、

県立越生高等学校

越生高

」を「

立越生翔桜高等学校

翔桜高

」に、

県立八潮高等学校

八

高

を「県立八潮フロンティア高等学校

八フロ高

」に改め、県立岩槻北陵高等学校

の項、県立鳩山高等学校の項、県立八潮南高等学校の項及び県立和光国際高等学校の項を削る。

### 附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。